

「(仮称) 子どもにやさしいまち条例」(案)

前文

すべての子どもは、他の誰とも違うかけがえのない存在で、その尊厳は当然に守られ、社会の一員として、あらゆる場面において尊重される必要があります。

子どもが権利の主体として、一人ひとりの違いが認められ、あらゆる差別や不利益を受けることなく、ひとしく健やかに成長できる社会の実現に向け、大人は子どもに寄り添い、子どもに向き合い、子どもを支えていかなければなりません。

「町田市子ども憲章」では「人権尊重社会の実現」として、すべての人には平等な権利があり、自分勝手に行動するだけでなく、お互いを認め合う社会をつくっていくことを表明しています。

子どもの最善の利益は、大人が勝手に決めるのではなく、子ども自身が決めるものであり、子どもの意見表明があってこそ知ることができます。

町田市では今日まで、子どもの声を聴くための様々な取組を行い、子どもの意見表明や参画の推進を図ってきました。

子ども自身の意見でつくられた「町田市子ども憲章」は、「子どもの市政への参画」の原点となっています。

また、「町田市子ども憲章」では「自主性の確立」として、“自分から”が一番大切であり、いつも楽しくなるように、自分の道は自分で切り開いていくことを表明しています。

子どもが自分自身で選び、たとえ失敗や間違いをしてもやり直し、それを糧として、子ども同士や大人との関わりを通して成長していけるように、子どもの権利を守っていくことが大切です。

子どもの権利を守るために、「町田市子ども憲章」やユニセフの取組などを踏まえ、大人の役割を明らかにすることで、「子どもの権利条約」の理念を広く浸透させる必要があります。

私たちは、“子どもにやさしいまち”は誰にとってもやさしいまち”の考えのもと、未来を担う子どもたちの視点に立つ姿勢を心がけ、ここに、「日本国憲法」及び「児童の権利に関する条約」の理念に基づき、子どもの最善の利益のためにこの条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、「子どもにやさしいまち」を実現するための理念を定める条例です。町田市（以下「市」といいます）は、まちづくりに子どもが参加できるように、子どもがかかわることについて、子どもの意見を聞き、子どもの視点を取り入れたまちづくりを行います。

(定義)

第2条 この条例において「子ども」とは、市に住んだり、遊んだり、学んだり、働いたりする、18歳未満の人、その他これらの人と等しく権利を認めることが適当であると認められる人をいいます。

2 この条例において「保護者」とは、親、里親、その他の子どもを養育する人をいいます。

3 この条例において「大人」とは、子どもを除く市で活動するすべての人をいいます。

4 この条例において「施設」とは、市内にある学校、児童福祉施設など子どもが育ち、学ぶために利用する施設のことをいいます。

第2章 子どもの権利

(生きる権利)

第3条 子どもには、安心して生きるために、主に次に掲げる権利があります。

- (1) 命が守られ、命が尊重されること。
- (2) 愛情と理解をもってはぐくまれること。
- (3) 適切な医療が受けられること。
- (4) 暴力や放置されることなく、健康に育つこと。

(育つ権利)

第4条 子どもには、健やかに成長するために、主に次に掲げる権利があります。

- (1) 安心して休み、自由に遊び、学びたいことを学び、将来への希望をもって成長できること。
- (2) 様々な芸術、文化、スポーツにふれ親しむこと。
- (3) 一人の人間として認められ、ありのままの自分であることができること。
- (4) 必要とするとき、相談、支援、助言を受けられること。

(守られる権利)

第5条 子どもには、自分を守り、守られるために、主に次に掲げる権利があります。

- (1) 安心して成長できることを保障され、幸せになることを追求できること。
- (2) いじめ、虐待などの権利侵害を受けたとき、保護、支援、救いを求めることができること。
- (3) 子どもであるという理由で、不当な扱いを受けないこと。また、子どもとして年齢に応じた保護を受けられること。
- (4) 自分に関する情報が不当に利用されないこと。

(参加する権利)

第6条 子どもには、自分たちにかかわることについて主体的に参加するため、主に次に掲げる権利があります。

- (1) 子ども自身が考えた意見を表明でき、その意見が尊重されることで子どもが社会に参画できること。
- (2) 自分に必要な知識や情報を得られること。
- (3) 自分たちの意思で仲間と集えること。
- (4) 子どもにとって大切なことを年齢に応じて自分で決められること。

第3章 子どもの権利の保障

(家庭における権利の保障)

第7条 保護者及び家庭は、養育する子どもの権利の保障に努めるべき第一義的な責任者であり、子どもの成長に大切な役割を担っています。子どもが自由に安心して成長できるように努め、子どもが健やかに育つための相談、支援を市に求めることができます。

2 市は、保護者が安心して子育てができるまちづくりを行い、相談、支援を行います。子どもと保護者に関わる大人は、保護者が子育てしやすい環境づくりに協力します。

3 市、地域、子どもに関わる大人は、障がいのある子ども、経済的に困難を有する子どもや家庭に対し、支援を行うように努めます。

(施設における権利の保障)

第8条 施設の大人は、子どもが安全な環境で、安心して過ごせる場所を市、地域、保護者と協力してつくります。

2 子どもが健康に成長し、生きる力を身につけられるように支援します。

3 子どもの可能性や能力を最大限にのばし、失敗や間違いをしてもやり直し、成長できるように支援します。

(地域における権利の保障)

第9条 市及び大人は、地域で子どもが安心して自分らしくいられる場所をつくり、子どもの居場所を守るように努めます。

2 大人は、子どもが多様な人とふれあい、豊かに育つための環境を整えます。また、整えた環境を守り、子どもが安心して暮らせるように努めます。

3 事業者は、働く子どもの権利を守り、一緒に働く従業員にも子どもの権利を理解してもらうように努めます。

4 市は、子どもの権利を守る活動をしている大人や事業者と連携するとともに、地域での活動を支援するように努めます。

(権利の侵害からの救済)

第10条 市、大人、施設の大人は、虐待、いじめ、体罰などから速やかに子どもを守り、保護するため、関係機関と協力します。また、問題の解決に向けて取り組みます。

2 子どもへの虐待、いじめ、体罰などの予防と早期発見に努めます。

3 虐待、いじめ、体罰などを受けていると思われる子どもを関係機関と協力して速やかに助けます。また、子どもを助けるための必要な支援をおこないます。

4 子どもから権利の侵害について相談があった場合、速やかに助言及び救済支援を行います。

5 市は、子どもの権利を守るために関係機関などと協力連携を図り、子どもの状況に応じて速やかに対応します。

第4章 子どもにやさしいまち

（意見表明・参画）

- 第11条 市及び大人は、子どもが自由に意見を言える機会や場所をつくります。子どもが自分のことを自分で決め、活動できるように支援します。また、子どもの意見が実現、反映されるように支援します。
- 2 地域の大人は、子どもが地域の活動に参加するときに自由に意見を言い、活動できる機会を用意するように努めます。
- 3 市及び施設の大人は、子どもに関わるまちづくり、施策、施設の運営や行事について、子どもが意見を言える機会を用意し、活動に参画できるように努めます。

（子どもへの情報発信）

- 第12条 子どもは、自分のことを考えるために必要な情報を年齢に応じて知ることができます。
- 2 市及び大人は、子どもが自分に関わるまちづくり、施策などについて理解を深め、自分の意見を形成できるように必要な情報を発信します。
- 3 市及び大人は、子どもに関わるまちづくり、施策などについて、子どもにわかる表現で情報発信を行い、子どもの参加を促進します。

（子どもの居場所）

- 第13条 市及び大人は、子どもが安心して自分らしく過ごすことができる居場所づくりに努めます。
- 2 市は、子ども同士で活動を行う場を提供し、安心して人間関係を作れる環境を整えます。
- 3 市は、子どもの居場所を提供する大人、施設の大人、関係団体との連携を図り、居場所づくりの支援に努めます。

（子どもの権利の普及）

- 第14条 市は、子どもにも大人にも子どもの権利を知ってもらい、理解を深めてもらうための広報活動や啓発活動を行います。
- 2 市外でも子どもの権利が広く保障されるように、公共団体などに協力を依頼し、権利の保障についての働きかけを行います。

第5章 条例の運用

(施策の推進)

- 第15条 市、地域、大人は、協力して、子どもの権利を尊重した子どもにやさしいまちづくりを進めます。
- 2 市は、この条例に基づく子どもに関する施策及び子どもの未来に影響を及ぼす施策について、計画を定めるものとします。
- 3 市は、子どもに関する計画を策定したときは、これを公表します。

(評価)

- 第16条 市は、この条例の運用、条例に基づく事業、実施状況について、子ども・子育て会議において定期的に報告、検証を行います。
- 2 子ども・子育て会議で検証した結果を市長に報告し、これを公表します。